

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」ワーキンググループ
(生活環境、日本語学習・日本語教育) 第11回会議(合同) 議事概要

1 日時

2024年1月24日(水) 午前10時から正午まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 生活環境ワーキンググループ 12 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局
東海北陸厚生局
中部管区行政評価局
愛知県商工会連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
名古屋市
愛知県市長会(小牧市)
愛知県町村会(武豊町)
公益財団法人愛知県国際交流協会
愛知県(順不同)

(2) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ 12 団体

(出席団体)

名古屋出入国在留管理局
愛知労働局
愛知県商工会連合会
一般社団法人中部経済連合会
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
名古屋市
愛知県市長会(小牧市)
愛知県町村会(武豊町)

公益財団法人愛知県国際交流協会
東海日本語ネットワーク
愛知県（順不同）

4 議事

(1) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実について

ア 基調報告：企業における外国人従業員への日本語教育

【講師】株式会社 link design lab

代表取締役 長尾 晴香 氏

イ WG構成団体からの取組報告

ウ 意見交換

(2) 生活環境ワーキンググループ

外国人材等の生活環境の整備に係る取組について

ア WG構成団体からの取組報告

イ 意見交換

5 発言内容

(1) 日本語学習・日本語教育ワーキンググループ

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」、生活環境、日本語学習・日本語教育ワーキンググループ（以下WG）の第11回会議を開催いたします。

私は多文化共生推進室で日本語教育推進グループの班長を務めています中村と申します。よろしく申し上げます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。事務局として本日は進行を務めさせていただきます。

本日の会議は、前半が日本語学習・日本語教育WG、後半が生活環境WGでございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、ご都合により、「愛知県商工会議所連合会」様、「日本労働組合総連合会愛知県連合会」様が、御欠席となっております。また、傍聴の申し込みはありませんでした。

それでは、日本語学習・日本語教育WGの議事に入らせていただきます。本日の議事は、「外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実について」でございます。はじめに、議事(1)アの基調報告でございます。講師としまして、株式会社 link design lab の代表取締役であります長尾晴香様をお招きしております。長尾様は、岡崎市を中

心に、外国人の方への就労支援やキャリア支援、日本語教育の取組をされている他、一般社団法人「ViVarsity」の代表理事を務められ、多文化共生に取り組まれています。本日は、「企業における外国人従業員への日本語教育」というテーマで基調報告をしていただきます。

それでは長尾様、よろしくお願いいたします。

ア 基調報告：企業における外国人従業員への日本語教育

〔 講師：株式会社 link design lab 代表取締役 長尾晴香氏 〕

ただいまご紹介いただきました link design lab、そして ViVarsity で代表をしております長尾と申します。本日は、「企業における外国人従業員への日本語教育」ということで、私が取り組んでおります事例も交えまして、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

ただいまご紹介いただきましたが、愛知県でも地域日本語教育コーディネーターや地域の日本語教育にこれまで関わって参りました。その中で外国人の方たちが日本の社会に評価されにくいということや企業が対応に困っているという話を聞くようになり、現在、多様な人材が活躍できる組織づくりを目指し、企業向けの日本語研修やコミュニケーションの支援ということで、やさしい日本語の研修、就労者に教える日本語教師向けの研修などを行っています。

お話に入る前に、外国人の状況を振り返っていききたいと思います。2023 年 6 月時点の在住外国人数は 320 万人を超えており、人数も過去最高を更新しています。愛知県は東京に次いで 2 番目で、外国人が非常に多い地域であるというのは皆さんもご存じのとおりかと思えます。外国人労働者数をみても、右肩上がりが増えており、愛知県でも同じように右肩上がりが増えてきています。ベトナムの黄色の線が増えていることが特徴的で、もちろん技能実習生が増えているということもありますが、在留資格別で見たときに愛知県は身分に基づく在留資格の方がほぼ半分の 48%で、生活者の皆さんが非常に多い地域ということが見てとれます。全国でも身分に基づく在留資格が 32%で一番多いのですが、それでも愛知県は突出しているということになります。

これまでの外国人の受入れ施策を見ても、1990 年の入管法で、身分に基づく在留資格の方たちがどんどん増え、そして技能実習制度が始まり、期間も 2 年、3 年、5 年と伸びてきて、2019 年には特定技能という新しい在留資格ができ、今年は技能実習制度が育成就労に変わっていく中で、外国人労働者を取り巻く施策も、近年目まぐるしく変わってきているという状況になっています。

その中で、この就労分野での日本語教育の重要性は、愛知県においては非常に高まってきていると感じています。

日本語教育の推進に関する法律の中でも、地方公共団体の責務や事業主の責務が明記されており、日本語教育の推進をそれぞれが責任を負いながらやっていこうということ

が法律でも示されております。

文化庁の日本語教育人材の役割とその活動分野に関しても、これまでは日本語教師として育成されていたものが、分野別に人材の育成をすることとなり、就労者についても生活者や留学生とは別に設けられる形となりました。こういった分野別での研修が始まってきています。

外国人材と企業が抱える共通の課題ということで、いろいろなアンケートがありますが、やはり一番出てくるのは言語等のコミュニケーションの問題や、文化や習慣の違いで、こういった不安をいかに取り除いていくのかが重要であると考えられます。

技能実習生にもヒアリングをした調査がありますが、「日本人が何を考えているかわからないときがありますか」という質問に対して、「よくある」、「たまにある」と答えた方が7割、「理解できていなくても、はいと答えるときがありますか」という質問に、「よくある」、「たまにある」という答えが5割というように、技能実習生は入国前半年、入国後1か月の日本語研修を受ける仕組みはありますが、それでもなお、こういった言語の壁が存在します。

外国人を雇用している中で、企業独自で研修が行えるのかということに関しては、なかなか行われていないのが現状です。「業務に関する研修を日本人と一緒にします」と答えている企業が54.9%、「日本語研修をしています」が26%で、やはりなかなか企業独自でできていませんが、これをいかに増やしていくのかが今後重要になっていくかと思えます。

そこで、当団体が取り組んだ事例を1つご紹介させていただきます。これはブラジル人従業員向けに、職場でステップアップするための日本語教育をして欲しいというご依頼をいただいた案件です。この企業だけではありませんが、外国人労働者は雇用形態がさまざまな形であるケースがかなり多くあるかと思えます。例えば、期間工という言葉聞いたことがあるかと思えます。この有期雇用という形で働く契約社員や、嘱託職員のように正社員以外の形で働く方が多くおり、その方たちが、この会社では、上司の推薦を受けて無期雇用、嘱託正社員の登用試験を受けることとなりますが、会社が期待していても外国人従業員の方に自信がなかったり、キャリアパスが見えていなかったりと、なかなかうまくつながっていない状況を、日本語の研修をしてつなげていきたいというご要望でした。

そこで企業と一緒に社内の調整をしたり、協力を呼びかけてプログラムを作ったりしました。これが実際に行った研修の様子です。外国人従業員の期間工の方6名に参加していただき、日本語パートナーとして社内の方、社外の方を含め、日本人従業員の方にも参加していただいて、一緒にこれまでの自分の経験や仕事のことについて、日本語で話す、自信を持ちながら目標を決めていく、という内容を実施しました。こうして、2期目には自分のやりたいことを日本語で発表し、しっかりと上司に伝えられるような日本語を話すといったことを行いました。これが実際に作っていただいた発表資料の一部

ですが、自分はどんな仕事をしていて、その仕事にどんな魅力を感じているのか、これからどんな仕事がしたいのかということ、外国人従業員の方に書いていただき、自分でも日本語で表現ができるということ、そして上司の皆さんもどういうことを考えているのかを共有しました。

これが終了後のインタビューですが、「仕事の目標を話すことがないのでいい勉強になった」とか「ブラジル人のロールモデルがいなかったのも、そういった人たちにこの研修で会えたのがよかった」、「今まではあまり考えていなかったけれども囑託になりたい」、「班長になりたい」というような仕事の目標を考えられるようになり、やる気が出た、モチベーションが上がったと話してくれた方がいました。

また日本人従業員側も、「どういう気持ちで働いているのか、どんな期待を持っているのかを知ることができてよかった」とか、「今までは何となく期間工さんとか、ブラジル人とか、外国人というようなカテゴリーで考えていたけれども、この研修を受けて個人としての認識が変わった」という話もありました。

人事課の方からは、相談や報告がしやすい職場につながり、環境がよくなるのではないかと話もありました。また、外国人の皆さんは全然研修に参加してくれないのではないかと思っていたけれども、実は皆さんこんなにやる気があるので、外国人従業員向けの研修の需要もあるのではないかと考え、これからの仕事にも活かしていきたいと話をしていました。

こちらは物流課の方で、参加された外国人従業員の上司に当たる方ですが、職場としてサポートしていきたいということで参加していただきました。この研修を一緒に受けて、実際に職場でもやりたいことを学べる体制に変えたとか、研修後その方から話かけられたり、他の方と話している様子が見られたりと、自然なやりとりが増えたと感じたとご報告いただきました。

このように、やはりコミュニケーションでは、実際にやってみると言葉の問題というよりは、お互いに期待していることや考えていることが、しっかり共有できているかどうかが大変になっていきます。そういったことを知る機会としても、もちろん日本語研修も役に立ちますが、それ以外にもこういった場が職場にあることが非常に大事になっていきます。

また、双方の歩み寄りが重要で、外国人が日本語を学ぶだけでなく、日本人側が歩み寄っていくアプローチも、今後重要になっていくと思います。

その中で当たり前に見える化していくことや、大前提となっている日本の文化や職場のルールにも優先順位を決めて、例えば、外国人の皆さんが報告書を作成しやすいように今までの手書きから文字入力にするといった柔軟な対応を通して、お互いにコミュニケーションをとりながら目標達成や課題解決をしていくことが、まさにこの就労分野においての日本語として求められていることではないかと思っています。

やはり特に重要になってくるのが異文化コミュニケーションの理解で、外国人従業員

の方へは日本語や日本の文化、習慣、企業の文化理念もそうですし、繰り返しになりますが、日本人従業員へのアプローチということで、やさしい日本語やコミュニケーションのポイントを理解し、双方が異文化間リテラシーということで、お互いのことを理解しながら効果的に交流し、配慮した行動や対応ができる能力を身につけていくことが大切になっていくと思います。

外国人雇用者の職務について、どれくらいの外国人が管理的な立場にあるのかという統計がありますが、見ていただくと製造業における生産工程に従事している方が多くいる中で、管理的な職務に就いている方は中部エリアでまだ1%となっています。約6割の方が生産的な工程で働いており、長く暮らしている生活者が多い地域で、今まで長く働いて技術も持っていて日本語もできる方がたくさんいるので、そういった方たちがいかに管理職になりながら企業の中で活躍していくかということが今後の課題になっていくかと思います。

これは愛知県の国籍別・産業別の外国人労働者数ですが、ブラジルやペルーの方で製造業に従事している方が多いのですが、その中で派遣・請負事業者として働いている方は48%、41%です。もちろん派遣・請負がゼロになることはありませんし、それが駄目ということはもちろんありませんが、他の国籍に比べて非常に多いという背景を考えても、多様な雇用形態がありますが、安定的な雇用の中で、かつ、管理職など職場の中でもリーダーとして活躍していけるようにしっかりと取り組んでいけると、愛知県にとっても非常に大きなメリットがあるのではないかと思います。

最後に、今後求められる日本語教育ですが、地域での日本語教育は、日本人も同じですが、やはり暮らしている地域においてつながれる人たちがいるという安心感もそうですし、職場以外で人間関係があるということは子育てにおいても非常に大切になります。そういう意味で、地域の日本語教育は重要な役割を持っているわけですが、やはり職場においての安定した体制があってはじめて地域とつながりを持つという気持ちになるのではないかと思います。

企業内で外国人従業員が日本人従業員との接点をしっかりと作っていき、キャリアにつながる日本語を学び、日本人もやさしい日本語を理解しながら、お互いに関わっていくことが重要で、職場と地域の両輪があって、はじめて安心して暮らしていける地域をつくっていけるのではないかなと感じております。

このような企業における日本語教育や様々な取り組みが広がっていくことを期待したいと思っております。

私からの話は以上になります。ありがとうございます。

(事務局)

長尾様ありがとうございました。

それでは、ただいまの基調報告について、何かご質問等がある方はお願いいたします。

ご質問等はないようですので、引き続き進めさせていただきます。

なお、長尾様には引き続き本会議にご出席いただき、後ほどの「意見交換」も含めまして、ご助言等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、議事（1）のイ「WG構成団体からの取組報告」に移ります。

それではまず資料2の「あいち地域日本語教育推進センターの取組」につきまして、愛知県多文化共生推進室からご報告をさせていただきます。

（愛知県多文化共生推進室）

愛知県多文化共生推進室の大岩と申します。

あいち地域日本語教育推進センターの取組についてお話をさせていただきますが、まずは、愛知県の現状について簡単に触れさせていただきます。愛知県で暮らす外国人は、2023年6月末時点で、過去最高の約29万7千人となっており、県の総人口に占める割合も約3.96%と増加しており、永住化・定住化も進んでいます。

愛知県としては、昨年度、「第4次あいち多文化共生推進プラン」を策定し、重点的な取組の方向性として、「持続可能な地域日本語教育推進体制づくり」を柱の一つとしています。

まずはセンターのご紹介でございますが、愛知県では、国の法整備を踏まえ、2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を開設し、地域日本語教育を総合的・体系的に推進しています。運営体制は、多文化共生推進室長をセンター長とし、地域日本語教育の専門的な知識を有する者を総括コーディネーターとして1名雇用するとともに、有識者やNPOの代表などを地域日本語教育コーディネーターとして委嘱しております。

センターの事業については、2023年度予算額は約5千5百万円であり、「Iモデル事業・リソース開発」から「Vその他」の5つを柱とし、13の取組を行っています。重点的に取り組んでいるのは、日本語がほとんどわからない外国人県民を対象とする初期日本語教育です。初期日本語教育は、専門性が高いため、ボランティア任せにするのではなく、行政、特に市町村が主体的に実施する必要があります。

本日は、初期日本語教育に関する3つの取組について説明いたします。

一つ目は、「地域における初期日本語教育モデル事業」です。2018年度から1年に1地域ずつ実施してきましたが、今年度からは3地域に拡充しています。

内容といたしましては、県内市町村と連携しながら、初期日本語教室と人材育成をモデル的に実施しておりまして、翌年度以降も市町村の中での取組として継続できるように支援をしているものでございます。

3地域ごとの指導者養成講座と、それぞれの日本語教室の取組状況ですが、定員を上回る申し込みがあり、たくさんの方に参加いただいているところでございます。

次に地域日本語教育人材育成カリキュラム検討事業でございます。こちらは昨年度から

はじめたもので、地域で日本語教育に関わる指導者やサポーターなどの役割に応じて、統一的な養成方法を定める人材育成カリキュラムの開発に取り組んでいるところでございます。現在はすべての会議を終了し、カリキュラム案を最終調整しているところで、作成したカリキュラムにつきましては、指導者養成講座で活用するとともに、来年度も継続して検討を行っていく予定でございます。

最後にオンラインの日本語教室の実施についてでございます。この事業は今年度から開始しております。モデル事業と同様に、日本語がほとんどわからないレベルの外国人県民で、地域の日本語教室に通うことが困難な方を対象にしております。ウクライナ避難向けコースと一般向けコースの2つのコースを設けており、ウクライナ避難向けコースにつきましては、9月に開始し、11月に終了しております。一般向けコースにつきましては、11月に開始し、2月までの予定で現在も行っているところでございます。両コースとも定員は20名で、どちらも多くの方に受講していただいております。日本語学習の機会を提供できたものと考えております。ウクライナ避難向けは昨年度から実施し、一般向けを今年度から新たに開設したところですが、各団体の皆様には、受講者募集の周知にご協力いただき、誠にありがとうございました。この2つのコースで開催した課題としまして、特に一般向けコースについてですが、監理団体から一括での申し込みがあり、ターゲットとしていないところからの申し込みがあるなど、周知先の検討が必要であると考えているところでございます。

県の取組の報告につきましては以上でございます。

(事務局)

それでは、意見交換の時間は最後にまとめて設けますので、続きまして、**資料3**の「外国にルーツを持つ児童生徒向け日本語/学習教室の支援」につきまして、中部経済連合会様からご説明をお願いします。

イ WG構成団体からの取組報告

(中部経済連合会)

中部経済連合会の野村と申します。よろしく申し上げます。

本日、中部経済連合会の後に愛知県経営者協会さんから情報共有させていただきますが、外国にルーツを持つ児童生徒向けの日本語学習教室の支援でございます。愛知県多文化共生推進室と愛知県国際交流協会、愛知県経営者協会、中部経済連合会、名古屋商工会議所、この5つの団体で、以前もご紹介いたしましたとおり、産官連携で取り組んでおります。

資料の1枚目で取組状況を報告させていただいておりますが、学習教室の県下の現状について愛知県が行ったアンケートや構成団体の調査によりますと、多くの団体がボランティア主体になっているということ、それから活動場所、資金面、人材面で支援を必

要としていることがわかり、これに特に企業側からどういう協力ができるかということを検討しました。

2枚目と3枚目が現在の活動についての情報共有になっておりますが、2枚目の中段の部分のとおり、月末にイベントを予定しております。企業のボランティア人材と地域内の子供向けの日本語教室とのマッチングイベントを今まで3回行いまして、この月末に4回目を行います。これまで100名以上の企業のボランティア人材に参加していただいております。多くの地域の日本語教室にも参加していただきまして、定期的に開催していこうと考えております。

もう一方で、人材とともに場所が不足しているという大きな課題がございます。これに対して企業は何ができるかということで、3枚目ですが、企業の遊休施設のようなものが、地域の日本語教室のお役に立てないかということをお我々の団体や経済団体の会員企業へと展開いたしました。

先ほどの報告の中でもありましたとおり、企業の地域との連携、交流については教室の方からもリクエストとして上がっております。これについての事例を2つご紹介いたします。

これは日本ガイシさんですけれども、小牧と知多の事業所それぞれの厚生施設や社員寮を使って何かできないかということで、地元の自治体や教室と意見交換しながら、多くの子どもたちを募集できるような施設を開放しています。小牧の方は一昨年から、知多の方は昨年末から開始しております。場所を開放することによって、より多くの子どもたちへの安定した場所の確保ということで非常にお役に立てておりますので、今後は他の企業にも本事例を紹介しながら、こういった形で地元の教室と企業が一体になって活動を盛んにしていけるように活動して参ります。

中経連からは以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、**資料4**及び**資料5**の「産官連携で行っている地域日本語教室支援活動の直近の進捗」につきまして、愛知県経営者協会様からご説明をお願いいたします。なお、こちらにつきましては後ほどの生活環境WGでも改めてご説明いただく予定です。

(愛知県経営者協会)

愛知県経営者協会の松永でございます。

私からは先ほど中経連さんからもご報告があった内容と関連しますが、直近のイベントについてのご報告でございます。

資料4の内容になりますが、先ほど中経連さんからもご紹介があったように、外国にルーツを持つ児童生徒を受け入れている地域日本語教室に対して、産官連携でご支援を

するという取組をしており、愛知県と国際交流協会、経営者協会、中経連、名古屋商工会議所が、企業側からボランティアを募って、地域の日本語教室の中でお困りの教室に対してマッチングさせるというお手伝いをする取組を行っております。

ちょうど今週の日曜日に、今期の下期のイベントを予定しており、こちらがマスコミの方向けにお知らせした資料になります。内容は資料5にわかりやすく載せています。このような形でボランティアを各企業に募集をして、28日にボランティアの方に対する研修を行います。この地域の外国人の方々の実情についてのお話と、日本語教室それぞれからのご案内をさせていただいて、参加できそうな教室をボランティアの皆さんに考えていただき、後日見学をして最終的に決めていただくという流れになります。

リリースの資料の方には企業名も少し出ているかと思いますが、三菱UFJ銀行さん、豊田通商さん、トヨタ車体さん、東邦ガスさんのような企業からボランティアの方にお越しいただき、マッチングをしていく予定になっております。

こういった活動を続けながら、引き続きこの地域の外国人の皆さんの受入れ環境の整備とその家族の方のご支援も含めて、やっていきたいと思っております。

私からは以上です。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、資料6の「日本語ボランティアシンポジウム」の実施報告及び、資料はありませんが、「地域の日本語教室」に関する情報提供につきまして、東海日本語ネットワーク様からご説明お願いいたします。

(東海日本語ネットワーク)

東海日本語ネットワークの米勢です。

これはシンポジウム参加者募集のときのチラシですが、12月2日に実施した東海日本語ネットワークと名古屋国際センターの両主催による日本語ボランティアシンポジウムの報告をいたします。

今年度は30周年ということもあって、長く東海日本語ネットワークや、この地域や全国的な地域日本語教育に関わってきたことについて対談を最初に行いました。それが午後の特別企画になります。

私も東海日本語ネットワーク30年とその前も足すと本当に長い間関わってきましたが、この流れをどういうふうに捉えるかということをお皆さんと一緒に考えたいと思っていました。引き続き、トークセッションでは、30年間毎年開催してきたシンポジウムの内容をふりかえりました。

そして、その後のパネルディスカッションでは、新しく生まれた教室や長く活動している教室が、未来へのチャレンジということをおテーマに、どのような変化を生んだかについて、三菱UFJリサーチコンサルティングの南田さんにコーディネーターをお願い

して実施しました。

皆さんにぜひお伝えしたいのは、毎年、午前の部でブースを出して日本語教室の情報交換会をしています。ブースも場所的な限りがありますが、大体 20 近く、今年は 15 ぐらいが集いました。

また、日本語教室に関連して、これは愛知県国際交流協会の愛知県域の日本語教室の検索サイトですが、対象が大人なのか子どもなのか両方か、ボランティア募集の有無、託児の有無、対面かオンラインかという方式についても検索できるので、ご覧いただきぜひ日本語教室に足を運んでいただければ嬉しくと思います。

名古屋市内の教室のサイトもありまして、対象が子どもか大人か両方かとか曜日、時間帯は午前・午後・夜間、地域、区別で検索できます。

多くの方に現場をぜひ見ていただきたいなと思い、紹介させていただきました。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、資料 7 の「若者・外国人未来塾」及び資料 8 の「フレキシブルハイスクール及び夜間中学」につきまして、愛知県教育委員会あいちの学び推進課から説明をお願いします。

(愛知県教育委員会あいちの学び推進課)

愛知県教育委員会あいちの学び推進課です。本来、課長補佐の横井が出席予定でしたが、代わりに野崎が出席させていただいております。

前回、若者・外国人未来塾の概要を説明させていただきましたので、今回は現状についてご報告させていただきたいと思います。

資料 7 に各地域の参加者の内訳ということで、参加者の学習履歴及び参加者の状況について人数を挙げていますが、細かいことについては資料をご覧いただければと思います。現在のお話をさせていただきますと、学習支援が 11 月現在で 42 名、日本語学習支援は 60 名の方に参加をさせていただいております、前年度の同時期に比べまして、学習支援が 11 名、日本語学習支援は 2 地域増えましたが、16 名が増えているという状況でございます。

参加者の状況ですが、こちらを見ていただくとわかりますように、ルーツを持つ国や学習履歴が多岐にわたっていることがわかります。こういった方々への支援を引き続き行っていければと考えております。

続きまして、夜間中学の話をさせていただきたいと思います。

あいちの学び推進課の平野でございます。

資料 8 の県立夜間中学につきましては、10 月に学校名や学校の概要を発表、決定したところでございます。資料 8 の 3 ページ目からが県立夜間中学の概要になります。

(1)「設置のねらい」にありますように、日本語指導が必要な外国にルーツを持つ方の、日本語の基礎指導に対応することなどをねらいとして、日本語を基礎から学べる夜間中学を設置いたします。

開校時期は(2)にありますように、2025年4月に県立とよはし中学、2026年4月にとよた中学、こまき中学、いちのみや中学が夜間定時制を持つ県立高校の校舎の一部を使用して開校いたします。

夜間中学で学ぶことにより、母国などで9年間の義務教育を受けられなかったために、日本での高校進学などにつながらなかった方々も、すべての課程を修了すれば中学校の卒業証書が得られ、その後進学や就職などの進路が開けることとなります。

愛知県立初となるとよはし中学校の開校まであと1年余りとなりました。今後カリキュラムや様々な内容を決定し、さらに情報発信に積極的に取り組んで参りますので、本日ご参加の皆様にはご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、資料9の「外国人生徒支援の取組」につきまして、愛知県教育委員会高等学校教育課から説明をお願いします。

(愛知県教育委員会高等学校教育課)

愛知県教育委員会高等学校教育課の渡辺と申します。

外国人生徒等支援に係る高等学校教育課の取組についてご報告いたします。

まず入学者選抜における外国人生徒への配慮についてご報告します。全日制課程では県立高等学校12校で外国人生徒等選抜を実施しております。国語、数学及び外国語の基礎的な内容とし、問題の漢字にはルビを付けております。外国語の聞き取り検査は行っておりません。面接については個人面接を行っております。定時制課程では、外国人生徒に係る受験上の配慮を希望する生徒に対して、すべての学校において漢字のルビを付した問題によって、基礎学力検査を行うとともに面接については個人面接を行っております。これが入学者選抜における配慮です。

続いて、この資料の中にはありませんが、今年度より実施しております、特別の教育課程を編成して行う日本語指導についてご報告します。国の制度改正があり、今年度より高等学校や特別支援学校高等部でも特別の教育課程を編成して日本語指導を行い、単位の認定ができるようになりました。愛知県教育委員会では、昨年度末に特別の教育課程を編成して行う日本語指導の実施要項を作成し、今年度、御津あおば高校と知立高校の2校で特別の教育課程を編成して行う日本語指導を実施しております。

続いて、県立高等学校に在籍する外国人生徒への支援について、4点ご報告いたします。

1点目は外国人生徒教育支援員の配置です。令和5年5月1日現在、県立高等学校で48校に外国人生徒教育支援員を延べ151名配置しております。学習活動や学校生活等の支援を行っております。支援を受けている生徒の人数は、保護者会での通訳等、保護者を支援している生徒も含めて984名になります。

2点目は日本語教育支援員の配置です。こちらは昨年度から始めた施策です。昨年度は県立高校5校に7名の日本語教育支援員を配置しておりましたが、今年度は県立高校12校に18名を配置して261名の生徒に対して支援を行っております。具体的には、全日制では特別の教育課程で行う日本語指導の時間や授業後の時間に、定時制では授業の前の時間に日本語指導を行っております。

3点目は多言語対応の小型通訳機の配備になります。今年度は県立高等学校に38台を配備し、日々の学校生活における意思疎通等に活用しております。

4点目は、就労アドバイザーの配置です。教育委員会では、令和元年度より県立高等学校の定時制・通信制課程に就労アドバイザーを配置し、特に非正規に就く割合の高い外国人生徒への就労支援の充実を図っております。県内を3地区に分け、それぞれの拠点校に就労アドバイザーを1名ずつ配置しております。

高等学校教育課では今後も日本語指導を必要とする外国人生徒等の学びを支援する体制の一層の充実を図って参ります。

高等学校教育課からの報告は以上です。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、情報提供として、**資料10**の「学生ボランティアの募集」につきまして、名古屋市様から御説明をお願いします。

(名古屋市)

名古屋市国際交流課の加藤と申します。

この資料については以前もご提示させていただきましたが、地域日本語教室への学生ボランティアの派遣ということで、市内にキャンパスを持つ4大学と連携して、学生ボランティアを派遣するという事業を今年度行っております。各大学最大5名までを募集しまして、9教室に20名を派遣しております。

事業は1月いっぱいということで、もう終盤に差しかかっていますが、各教室へのヒアリングにコーディネーターと参りまして、様子を伺ったところ、単位認定がないので意欲的に活動していただいているかどうか少し心配でしたが、その問題もなく、皆様、意欲的に活動していただいております、最低10回とした参加回数以上に参加された方もいるようで、ひとまず安心している状況でございます。

2月6日に意見交換会を実施しまして、各学生の状況を意見交換し、日本語教育に興味をもっていただきたいと思っております、事業としては概ね成功であるかと思っております。

すし、来年度以降も同様の取組をやって参りたいと思っております。

こちらからは以上です。

ウ 意見交換

(事務局)

ありがとうございます。それでは、「意見交換」に移りたいと存じます。

全体を通じて、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

株式会社Link design labの長尾様からも、何かございましたらご発言をよろしくお願いします。

では、米勢様、お願いします。

(東海日本語ネットワーク)

今日、基調報告でも子どもの教育のことが挙がりましたし、それから教育委員会からも、大変前向きな夜間中学の設置のお話などがございましたが、実は地域の日本語教室に子どもが非常に増えているという報告を受けています。初期日本語教育は、名古屋市の場合ですが、待機している子どもが本当に多く、子どもの教育は待ったなしの状況なのに、待たせて消化できるのかというくらいの状況です。

愛知県の場合は、基礎自治体が対応していくと思いますが、名古屋市の場合は、大きなエリアと人口を抱えた中でとても足りないという状況です。市民全体がそういった必要性をよく認識して、予算をつけてやっていただくしかないと思います。ボランティア活動は自発的に生まれてきていますが、近々に対策を取らなくてはいけないので、できれば組織的な声掛けをするなりして何とかしたいという状況です。それからそういうことを市民の人にも皆さんを介して、知っていただきたい、議論したいと思っています。

そして、高校進学を希望する過年齢と呼ばれる義務教育年齢を超過している子どもたちも非常に増えていて、夜間中学が2年後にはできると言われていますが、子どもたちに「2年経ったらできるからもう少し待って」とは言えませんので、今、貴重なこの時間をどのように支援していくのか、私が一番いいと思うのは、過年齢であっても中学校に受け入れてもらうことだと思っていて、そういう措置を考えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

また、もう1つ思っていることですが、愛知県は成人向けの初期日本語教育に力を入れているというお話がありました。名古屋市も基本的なあり方の中に、日本語教育の優先順位を決めていて、日本語がほとんどできない人にきちんと教育保障していこうという方向性があると思いますが、現実にはなかなか進まないという状況があつて、結局、日本語をほとんど学んでいない人たちにとっては日本語を学ぶこと自体、ハードルが非常に高いということがあります。

成果を数字で求めたりすると事業に注力することが自治体などでも難しいのではな

いか思うので、とにかく教室が存在すること自体が社会的なインフラであるというよう
な認識に立って、是非とも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。

いただいたご意見は今後の施策の参考等にさせていただき、県としてもしっかり取り
組んでいきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございます。

では、お時間も近づいて参りましたが、長尾様の方から何かご意見やご助言はござい
ますでしょうか。

(株式会社 link design lab 代表取締役 長尾晴香氏)

愛知県で多くの取組がなされていることを改めて感じております。

そういう中で、ライフステージに応じた切れ目のない支援につないでいけるように、
情報交換をしながらできればと思いますので、米勢さんからお話がありましたが、仕組
みに合わない子供たちや大人も含めて、どのように対応していくのかということについ
て、もっと議論が進んでいけばいいなと思います。

(事務局)

ありがとうございました。皆様、本日はご意見や情報提供をいただきまして誠にあり
がとうございました。今後の事業展開に当たりましてぜひ参考にさせていただきたいと
思います。それではこれもちまして日本語学習・日本語教育WGを終了させていただきます。

なお、「あいち外国人材適正受け入れ・共生推進協議会」は、2月16日に開催の予定
で現在調整を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

この後の生活環境WGはもう間もなく開催いたしますので、引き続きご出席される方
は、よろしくお願いいたします。生活環境WGにご出席されない方はこれでご退出くだ
さい。ありがとうございました。

(2) 生活環境ワーキンググループ

(事務局)

それでは、ただいまから「あいち外国人材適正受け入れ・共生推進協議会」、生活環境
WGを開催させていただきます。

前半の日本語学習・日本語教育WGに引き続きまして、多文化共生推進室の中村が進
行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

この後半から、「東海北陸厚生局」様、「中部管区行政評価局」様にご出席をいただい
ております。

また、前半の日本語学習・日本語教育ワーキンググループで基調報告をいただきました、株式会社 link design lab の長尾様にも、引き続きご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は「外国人材等の生活環境の整備に係る取組について」でございます。各構成団体から取組をご報告いただきたいと思いますと思いますが、まず、資料 11 の「あいち医療通訳システムウェブサイトの多言語化」について、愛知県多文化共生推進室からご報告させていただきます。

(愛知県多文化共生推進室)

それでは、愛知県多文化共生推進室から、「あいち医療通訳システム」のウェブサイトの多言語化についてご報告させていただきます。

資料 11 をご覧ください。「あいち医療通訳システム」は愛知県、県内の全 54 市町村、医療関係団体、大学が 2012 年に共同で設立した、「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営しており、外国人県民の皆様が安心して医療等を受けられるよう、医療機関に対して、医療通訳者の派遣、電話通訳、文書翻訳の 3 つのサービスを提供しています。昨年度ウェブサイトを大幅にリニューアルしましたが、今年 1 日から、外国人県民の皆様により分かりやすく情報発信するため、ウェブサイトを多言語化しました。既存の日本語と英語に加えて、今回、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語の 6 言語に対応し、計 8 言語に対応いたしました。資料中央の二次元コードからトップページにアクセスできます。ページの右上に言語選択ボタンがあります。

次のページをご覧ください。参考ですが、このウェブサイトの特徴としまして、患者様向けページでは地図上や地域別で「あいち医療通訳システム」を利用可能な医療機関を検索することができます。この度、多言語でこのページをご利用いただけるようになりました。

多文化共生推進室からは以上でございます。

(事務局)

意見交換の時は最後にまとめて設けさせていただきますので、続きまして、資料番号が前後しますが、名古屋出入国在留管理局様から先に情報提供として、資料 14 の「入管法等改正法の概要等」、資料 15 の「定住支援プログラム」、資料 16 の「在留カードの有効期限」についてご説明をお願いします。

(名古屋出入国在留管理局)

名古屋入管の杉浦でございます。

最初に昨年 6 月に改正されました改正入管法についての説明をさせていただきます。

今回の改正は、保護すべき者を確実に保護しつつ、送還忌避問題や収容を巡る諸問題といった喫緊の課題を解決するための改正となっております、難民認定手続きや、退去行政手続きに関する部分の改正が多くなっております。

本日、参加されている皆様が普段業務で対応するのは、正規在留者の方であることがほとんどであると思われるので、正規在留者に関係する部分から2つを取り上げて説明したいと思います。

1つ目として、資料の1ページ目の「1 補完的保護対象者認定制度」の創設について、2つ目として「16 歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請」について説明したいと思います。

まず、資料 15 の補完的保護対象者の認定制度について、この制度は紛争避難民など条約上の難民ではありませんが、難民に準じて保護すべき者を保護するために新設された制度となっております。

補完的保護対象者の話に入る前に、まずは難民について整理したいと思います。

難民については入管法で規定されております。入管法で規定された難民については、「難民の地位に関する条約」と、「難民の地位に関する議定書」に定義する難民に該当する方々で条約難民と呼ばれております。こちらの資料に書いてある要件を満たしていると認められる必要がございます。読み上げますと、難民とは「人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者、またはそれは望まない者」のことを言います。

一般的に難民といいますが、経済難民や災害難民、亡命者等、さまざまなイメージを思い浮かべられる方が多いのではないかと思います。入管法に定められている難民は、ただいま読み上げた要件を満たす条約難民ということになっており、これを認定する手続きを難民認定等手続きとあって、日本では入管が行っております。

ご参考までに、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が認定した難民のことをマンダート難民と呼びますが、必ずしもこれが条約難民に該当するとは限りませんので、国際機関が認めた難民だからといって、必ずしも日本で難民の認定を受けて日本で生活できるというわけではありません。

日本で難民と認められた場合ですが、日本で難民として認められれば、その保護を受けられますが、一方、近年は紛争避難民のように条約上の難民に該当しないものの、保護を必要とする方々が存在しています。このような条約上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき方々については、これまでも個別の事情を考慮し、特定活動などの在留資格を付与して、在留を認めてきました。

しかし今回の改正で、このような方々を確実に保護する制度として、補完的保護対象者認定制度というものが創設されることとなりました。

例えばウクライナ難民の方々のように、戦争などに巻き込まれて、命を落とすおそれ

があるなど迫害のおそれがあるものの、その理由が難民条約上の5つの理由に必ずしも該当しない方が、この補完的保護対象者に該当すると考えられております。もちろん、ウクライナ避難民以外の方についても対象となる場合があります。

補完的保護対象者に認定された方には、「補完的保護対象者認定証明書」というものが交付されます。ウクライナ避難民の方については、この制度が始まったということで、11月30日をもって、「ウクライナ避難民証明書」の交付が終了しております。避難民かどうかの確認は、旅券の上陸許可証印の近くに押印されている、「ウクライナ避難民」のスタンプで行っていただくようお願いしております。

次のページには、補完的保護対象者として認定された方が享受できる権利等について記載をしております。1番目に、原則として定住者の在留資格が付与されます。これまでは、人道配慮による特定活動という在留資格が付与されてきていましたが、より安定的な在留資格である、定住者の在留資格が付与されることになりました。2番目に、永住許可の要件が一部緩和されます。3番目に、日本での自立を目指す定住支援プログラムに参加できる場合があります。

次のページをご覧ください。

こちらの補完的保護対象者認定制度は、今年の12月から開始されております。そしてすでに受付も始まっております。また定住支援プログラムについては、来年度の4月に第1回を開催するように準備が進められている段階です。

次のページに補完的保護対象者の方が受けることができる定住支援プログラムの資料があります。この定住支援プログラムについては、公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）が作成したものになります。こちらの資料を参考としていただきたいと思っております。定住支援プログラムの内容と生活援助金、申込方法などについても記載されております。こちらはやさしい日本語で作成されているものですが、入管庁のホームページにはウクライナ語版も掲載されております。支援に関わる方にはご一読いただき、さらに詳しい内容をお知りになりたい場合や個別の質問がある場合については、資料に記載してあるアジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）にお問い合わせをお願いします。

また、このRHQは補完的保護対象者等の方からの生活相談にも応じております。RHQのホームページのトップページから、「補完的保護対象者等の方へ」と進んでいきますと、相談内容別のページがありますので、こちらもご活用いただければと思います。

それでは次に、もう1つのポイントである「16歳未満の方の在留カード及び特別永住者証明書の有効期限の変更」について、お話しいたします。こちらが昨年11月1日からすでに施行されております。16歳以上の在留カードなどには、それまでは16歳未満の方は顔写真が入らなかったのですが、16歳以上になると顔写真が入りますので、そのための切り換えの手続きとご理解いただければと思います。

こちらの案内にありますように、昨年 10 月 31 日までに交付されたカードは、16 歳の誕生日または在留期限までとなっておりましたが、11 月 1 日以降に交付されたカードは、16 歳の誕生日の前日または在留期限までが有効期限というふうになりました。なぜ、この改正が行われたかといいますと、在留カード等の有効期間更新は義務であつて、怠った場合には罰則規定が設けられておりますが、その対象が 16 歳以上であり、従来だと 16 歳になった日に本人に義務が生じて、それを過ぎてしまうと本人が罰則の対象になってしまいます。それを改善するため、今回在留カード等の期限を、16 歳の誕生日の前日までと改正されたということになります。

以上が改正入管法に関する説明です。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、引き続き名古屋出入国在留管理局様から、[資料 12](#)の「外国人のための合同専門相談会」について、[資料 13](#)の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」について、また、資料はありませんが、「デジタルフォーラムの開催」について、御説明をお願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

続きまして、合同相談会の実施について説明したいと思います。前回のWGでもご紹介させていただきましたが、昨年の 11 月 18 日土曜日に、名古屋市内の JICA 中部におきまして、同所と共催で合同相談会と多文化共生イベント開催しました。今回の相談件数は 20 名、15 件で、昨年度の開催よりも、1 日あたりの相談件数が若干増えました。

今年度中は愛知県内では、3 月に名古屋国際センター主催の合同相談会に参加する予定です。こういった合同相談会は、今年度も他県の方でもいくつかありましたけれども、来年度も引き続き開催したいと思っており、WG で周知させていただきたいと思っております。皆様、ご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

そして、愛知県での取組ではないのですが、相談会ということに関しまして、今般の能登半島地震で被害が甚大であった石川県は、名古屋入管の管轄の県でありますので、被災した外国人の方に向けて、金沢市内で臨時の在留資格に関する相談会を行っております。1 月 18 日に第 1 回を開催し、1 月 26 日に第 2 回の開催を予定しております。こちらは常設ではなく単発という形で開催しております。

1 月 18 日の第 1 回臨時相談会におきましては、石川県の国際交流協会や石川県の NPO 法人、外国人技能実習機構富山支所と協力し、金沢駅に近い民間施設で対面とハイブリッド形式で相談対応にあたりました。被害の大きかった地域は、漁業や水産加工業を中心に多数の外国人の方が在留されています。技能実習生や特定技能として活動されている方も多くいることから、名古屋入管からは、これらの在留資格に関する審査を行っている部門の職員も相談員として派遣いたしました。

第2回も対面とオンラインのハイブリッド形式で実施する予定ですが、第3回以降については、第1回、第2回の相談状況を踏まえて、現地のニーズを見極めながら開催の判断を行っていくことになると思います。

今後東海地方でも大規模災害が起こった場合に、入管では同様の相談窓口を設置する必要性が出てくる可能性があると思われます。その際は、こちらにいらっしゃる皆様方の力をお借りして、各機関と連携しながら、在留外国人の方の支援にあたる必要があると考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次にデジタルフォーラムについてですが、本日現在、まだチラシができておりませんが、2月9日金曜日の13時30分から「外国人の受け入れと新たな地域づくりに向けた連携のあり方について」というテーマで、名古屋入管管内の基礎自治体に向けたフォーラムを配信します。今回のフォーラムでは、第1部で大学の教員の方に基調講演をお願いしており、第2部では企業、自治体、NPOのパネリストの方々でディスカッションをしていただく流れとなります。当日は自治体職員様のみ視聴可能ですが、後日JICA中部のホームページで一般公開を予定しておりますので、その時期になりましたら、こういった場で周知をさせていただきたいと思っております。

近年、地域における外国人住民が多国籍化し、在留資格も多様化しており、コミュニティがない国籍の外国人が増加していることに加えまして、家族帯同可能な特定技能2号の分野が拡大されたことや、技能実習制度及び特定技能制度の見直しが検討されていることから、地域の外国人住民への対応が変わっていく可能性があります。それらを踏まえ、新たな地域づくりのために、様々な機関、団体との連携のあり方について考えるものとなっております。一般公開の際にはぜひ皆様にご覧いただきたいと思います。

最後に「ライフ・イン・ハーモニー月間」の創設についてお話しします。

共生社会の実現に向けては、我が国で生活するすべての人がともに社会を作っていくことの必要性や意義について、関心と理解を深めることが重要です。そのため法務省では、外国人との共生に係る啓発月間として、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、期間中は同月間の中央イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、様々な広報啓発活動を重点的に実施して、共生社会の実現に向けた意識醸成を推進していくこととなりました。

「オール・トゥギャザー・フェスティバル」は東京で開催し、すでに終わっていますが、愛知県内のNPOさんも基調講演をされており、オンラインでも参加できるものであります。今回はチラシの配布が少し遅く、皆様に周知がなかなかできませんでした。来年度以降も同じような形で月間を進めていくことになると思いますので、参加をご検討いただければと思います。

名古屋入管では1月の期間中、管内の希望する学校に赴き、当局の業務説明や共生社会実現への取組、やさしい日本語についての出張授業を行っております。学校もすでにカリキュラムが決まっています、私どもの講義を受けていただければということではそこま

で多くはありませんが、こちらも来年度以降も続けていこうと思いますし、期間にかかわらず、お受けしておりますので、もし必要でしたらお知らせいただければ、そちらの学校へ出張授業に行かせていただきます。

以上が名古屋入管からの取組説明です。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、前半の日本語学習・日本語教育WGでも御説明いただきましたが、資料4及び資料5の「産官連携で行っている地域日本語教室支援活動の直近の進捗」につきまして、愛知県経営者協会様からご説明をお願いします。

(愛知県経営者協会)

愛知県経営者協会の松永でございます。

先ほどのWGにご出席の方には同じお知らせになりますが、幣会と中部経済連合会、名古屋商工会議所、そして産官連携ということで愛知県、愛知県国際交流協会と連携し、地域日本語教室、主に児童生徒の放課後の受け入れを行っている教室になりますが、人材が非常に確保しづらいとか、会場がなかなか確保できないというお悩みを聞いておりますので、企業側から何らかのお手伝いができないかということで、企業のボランティアを募りまして、教室とマッチングを行い、お手伝いにつなげるという活動を行っております。

これまでもご案内させていただいておりますが、下期のイベントが今度の日曜日に実施されますので、そのお知らせでございます。こちらはマスコミ向けにお知らせした内容ですが、資料に記載のメンバーが企業さんとして参加していただく予定であり、これらのボランティアに、淑徳大学の鈴木助教から、愛知県の外国人受入れの現状や児童生徒の置かれている現状をご説明いただいた上で、ボランティアをする上でどんな活動があるのかということを知りたいと思います。一方で、地域日本語教室には今回は5つの教室にご参加いただきますが、教室の内容をご説明いただき、マッチングしていきます。後日、見学を各自で行い、実際にボランティアの活動を始めていくという流れになります。

こういったイベントを行いながら、引き続き、この地域で働き、暮らしている外国の皆様をご家族も含めてサポートしていけるように、環境を整えて参りたいと思います。

私からは以上です。

(事務局)

それでは「意見交換」に移りたいと存じます。

全体を通じて、ご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

それではご質問もないようでございますので、これを持ちまして、生活環境WGを終了させていただきます。

皆様、ご意見や情報提供をいただきましてありがとうございました。今後の事業の参考にさせていただきたいと思えます。

なお、「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」は、2月16日に開催の予定で現在調整を行っておりますので、よろしく申し上げます。

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。